

大田区子ども・子育て会議録取扱要領

平成25年8月1日大田区子ども・子育て会議決定

1 目的

この要領は、「大田区子ども・子育て会議」（以下「会議」という。）の会議録の取り扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議録の作成

- (1) 会議録は、会議終了後速やかに大田区こども家庭部子育て支援課が作成する。
- (2) 会議内容の記述は、以下の内容を含むものとする。
 - (ア) 議題及び議事概要
 - (イ) 出席した委員の氏名
 - (ウ) 発言者及び発言内容
 - (エ) その他会長が必要と認めた事項
- (3) 発言者については委員、事務局等を区別し、発言された内容においてはその要旨とする。

3 会議録の公開

- (1) 会議録は、会長の承認により公開する。
- (2) 会議録の公開は、大田区ホームページへの掲載及び大田区区政情報コーナーにおいて閲覧に供することにより行う。

4 その他の事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮り、定めるものとする。